

多摩市子どもの読書活動推進市民ボランティア連絡会設置要綱

（目的）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）に基づき、市民と協働して広く子どもの読書活動を推進するため、多摩市子どもの読書活動推進市民ボランティア連絡会（以下「市民ボランティア連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市民ボランティア連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 推進法に基づく子どもの読書活動の推進において、市民ボランティア活動の推進に関する事項の進行管理及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市民による子どもの読書活動の推進及び関係機関との連携に関し必要と認める事項

（構成）

第3条 市民ボランティア連絡会は、市内で子どもの読書活動を推進しているボランティア団体の代表者で希望するもの（以下「委員」という。）をもって構成する。この場合において、選任する委員は、1の団体につき1人ずつとする。

- 2 委員は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱をした場合は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までを任期とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の申し出、その他やむを得ない事情があると認める場合は、教育委員会は当該市民ボランティア連絡会委員を解嘱することができる。

（会長及び副会長）

第5条 市民ボランティア連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、市民ボランティア連絡会を総括し、第2条に規定する所掌事項に関して図書館長を通して図書館協議会（多摩市立図書館条例（平成8年多摩市条例第26号）第15条第1項の多摩市図書館協議会をいう。

）に報告するとともに、子どもの読書活動の推進に関し必要な調整を行う。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民ボランティア連絡会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 市民ボランティア連絡会の会議は、会長が主宰する。

3 委員が会議に出席できない場合は、その所属する団体の他の者が代理して会議に出席することができる。

4 市民ボランティア連絡会の会議は、委員（前項の規定により代理して会議に出席する者を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 市民ボランティア連絡会の会議は、原則として公開する。

6 会長は、会議に際し、要点録を作成する。

（庶務）

第7条 市民ボランティア連絡会の庶務は、図書館において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民ボランティア連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が市民ボランティア連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。